

平成23年12月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成23年12月12日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1 認	第17号	議案の撤回について	即 決
第 2 議案	第67号	大竹市奨学金貸付条例の一部改正について	総務文教付託
第 3 議案	第68号	財産の処分について	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 認 第17号（説明・表決）
- 日程第 2 議案第67号（説明・付託）
- 日程第 3 議案第68号（説明・付託）

○出席議員（16人）

1番	西川健三	2番	大井 涉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域 究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	大原 豊
教 育 長	西尾裕次
総務企画部長	太田勲男
市民生活部長兼	金山博史
福祉事務所長	
都市環境部長	北地範久
教育委員会事務局参事兼	二階堂 直
学校施設企画監事務取扱	
上下水道局長	本名和夫
消 防 長	賀屋幸治
総務課長兼任選挙	西岡 靖
管理委員会事務局長	
企画財政課長	政岡 修
地域振興課長兼任	田丸滋美
農業委員会事務局長	

+

福 祉 課 長
監 理 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

米 中 和 成
青 森 浩
中 川 英 也
小 西 啓 二

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

正 木 ・ 治
中 曾 一 夫

+

+

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、大井 渉議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 認第17号 議案の撤回について

○議長（西川健三） 日程第1、認第17号議案の撤回についてを議題といたします。

提案者から議案第60号大竹市奨学金貸付条例の一部改正についての撤回の申し出がありました。

この際、お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案の撤回についてを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第67号 大竹市奨学金貸付条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第2、議案第67号大竹市奨学金貸付条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） 議案第67号大竹市奨学金貸付条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、この条例を改正する理由でございますが、奨学金返還免除の規定に、大竹市に一定期間、居住することを条件に、返還金の一部を免除できる規定を新たに設けるものでございます。

制度の内容について、御説明申し上げます。

対象者でございますが、より効果的な制度とするため、新規貸付者からだけでなく、既に貸し付けを行っている者及び返還を行っている者も対象としております。理由といた

しましては、新規貸付者からの適用となると、前年度までの貸付者と比べ不公平感があること、また現下の厳しい経済状況にあつて、学業を全うして有用な人材に育ててほしいということを考えてのものでございます。

続きまして、免除要件でございますが、返還義務が生じる年度の当初から償還期限までの期間において、本市に継続して2年以上居住し、引き続き居住をする者としております。

今回、この制度を設けることにより、大学等へ進学した者が、有用な人材として育てられること、またお世話になった大竹市に帰ってきたいという思いを持ってもらえれば幸いですと考えております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第68号 財産の処分について

○議長（西川健三） 日程第3、議案第68号財産の処分についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

〔都市環境部長 北地範久 登壇〕

○都市環境部長（北地範久） 議案第68号財産の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大願寺地区造成地の住宅用地部分について、本年11月の公募の際に、購入希望があった者に対し、処分しようとするものでございます。

最初に、本議案を提出するに至った経緯でございますが、11月9日に土地購入希望者の募集広告を行い、11月22日から25日までの間、申し込みの受け付けを行いました。

なお、募集に際しましては、最低売り払い面積を4万平方メートル以上とした上で、申込者から購入希望面積と購入希望価格の双方の提示を受けるとともに、事業計画に関する提案を受け、これらを総合的に審査判定するプロポーザル方式によることとしたところでございます。

その結果、エポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社の2社により構成されたグループから売り払い総面積である6万2,000.43平方メートルのすべてを購入したい旨の申し込みがありました。

これを受けまして、11月29日にプレゼンテーションを行い、当該申込者から提案の趣旨などの説明を受けた上で、大願寺地区造成地土地売り払い事業実施者選定委員会において、当該者を売却先とするか否かについての審査を行いました。

本選定委員会におきまして、価格、提案内容等を総合的に勘案した結果、当該申込者を事業実施者と認定するとの答申を受け、これを適当と判断し、エポックワン有限会社及びアオイ不動産有限会社に対し、購入希望価格の3億5,000万円で譲渡することに決定し、12月5日に土地売買の仮契約を締結いたしました。

この財産処分に関しまして、本議会での御承認をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 今回の議案では、処分の相手方として、エポックワン有限会社とアオイ不動産有限会社ということになっておりますが、これは、別々の会社に土地を売却することなのか、あるいは共同企業体のようなものをつくって、そこに土地を売却することなのか、その部分がちょっと不明快なような、私の理解が不足なのかもわかりませんが、気がします。

そこで、別々の会社に売却するのであれば、当然に、売却面積等を議会に示されるべきだと思っておりますが、いわゆる企業体のようなものに売却するというのであれば、その企業体の名前が、この議案書に上がってくるべきだと、私は思うんでありますが、そのところを少しわかるように説明をいただけませんか。

○議長（西川健三） 監理課長。

○監理課長（青森 浩） 御質問のグループという表現になるんでございますが、今、山崎議員の言い方をお受けすれば、後段というのがより近いということになると思うんですが。

ただ、法的なJVという共同企業体ではありませんので、2社の連名で出てくるという形の中で、甲が市、乙が2社という形になります。

ですから、区分けについては、入っておりません。2社合計で3億5,000万円と、6.2haを買っていただくという契約になります。

以上でございます。

○議長（西川健三） 8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 結局、まだ会社はできていないということなんですか。それともできている、あるいはその会社に売ることなんですか、そのところが、この議案では見えてこない。エポックとアオイさんに売却しますよということではあるんですけども、そんな議案を提案されて、どこに売なのかさっぱりわからんような状況の中で、審議せえ言われてもちょっと困る。

どういう企業体に売なのか、グループで登記はできるわけではないんでありますから、そのところをきちっと御説明いただけませんかというのが、私の質問の趣旨であります。

それからもう一点、ことし11月8日の大願寺地区造成地土地売り払いについての議員全員協議会の説明では、当初の売却予定というのは、複数社に売却ということは想定されていなかったと思うんであります。一定の条件を付して、購入希望者ディベロッパー等を募

集するものとなっており、また土地の売却先として最適と見込まれるものを、土地売買契約の相手方として選定すると、こういうふうになっております。別々の会社に売却するというのも、もちろん先ほど言いましたように、この議案の中で、きちっとしていただかにはならないと思っておりますが、エポックワン有限会社、別々に売却するとすれば、有限会社エポックさんのほうは、開発主体じゃなくて事業主ということになると思っております。

ですから、開発業者を募集するというには該当しないんじゃないかと私は思うんですが、そのところはこういうふうに解釈されておるのでしょうか。

○議長（西川健三） 監理課長。

○監理課長（青森 浩） JVではありませんので、そういう会社は、つくるという予定はございません。形の上で、言われるような御心配で言えば、契約上、甲乙丙という契約の仕方もあるんですが、弁護士と協議の上、乙という形、甲乙で、乙の中で主たる業者をエポックワン、従たる業者をアオイ不動産という形で仮契約を結ばせていただいております。

それから、複数業者が予定されていないのではないかとということでございますが、大願寺地区の事業募集要項というのを告示しております。その中で、募集手続に関する事項というものが3番目にあるんですが、その中で、応募資格としまして、「応募者は、個人、法人を問わないが、次の要件を満たす者。」というふうに書いております。次の条件というのは、「法人については、複数の法人で構成するグループを含むこととする。」というふうな条件を入れておりますので、想定としては複数の業者が連名で手を挙げてくるということも想定はしておりました。

以上でございます。

○議長（西川健三） 8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 今回の議案の説明では、エポックワン有限会社もアオイ不動産有限会社も、提示された資料が非常に少なく、私初め議員の皆さんも、大変、検討するのに苦慮していらっしゃるんじゃないかと思うわけですが、資本金300万円という両社であります。アオイ不動産有限会社は、従業員3名ということで、年間売上高2億5,400万円という資料が出されておりますが、いわゆる町なかの不動産屋さんというイメージは、払拭できないというのが実態だと思うんです。

また、エポックワン有限会社というのは、エポックツーという株式会社がある。今回の売却先として挙げられているのは、エポックワン有限会社ですが、エポックツー株式会社がなぜ参加していないのか。その関係をお願いをしたいんですが、このエポックワン有限会社の資料は、エポックツーの株式会社との共通の事業説明書であります。ここに、事業の説明の中の資料2であります。これは、エポックツーとエポックワンの共同の事業説明資料です。公共の財産を処分しようとするときに、このような資料を出されて、この資料のもとに、審議をされて決められたということであれば、非常に経緯が不明瞭だという気がします。

そこで、この企業に、大切な市民の財産を託すということについて、非常に不安を私は感じておるわけですが、事業実施者選定委員会でのこの議論があったかどうかを伺います。あったとすれば、どのような議論があったのか、今の3点について、エポックツー株式会

社がなぜ参入していないのか。

それから、審議された経過や結果が、この資料をもとに審議されたのであれば、私はこの資料はエポックワンとエポックツールの資料でありますから、この審議自体が成り立たないのではないかというふうに考えたのが2点。

それから3点目に、事業実施者選定委員会での審議の経過、この問題が討議されたかどうかということの3つを御答弁願います。

○議長（西川健三） 監理課長。

○監理課長（青森 浩） まず、エポックワンとエポックツールの関係でございます。

この前、先般お配りしました資料は、本来の募集要項の中での提出書類ではございません。正式な定まった様式ではございません。業者のほうで、参考資料、自分のところの会社の説明資料として出したものでございます。

その中で、エポックワンとツールという表現になっておるんですが、グループということになっております。その資料の中で、デイサービスダンデクラブというものがあるんですが、そちらを子会社というか別会社にしておりますので、その部分も含めまして木漏れ日の森グループという形の資料になっております。ですから、そういう資料の中で、ワンとツールと一緒にされているということでございます。

それから、これが中で議論されたかどうかということでございますが、参考資料ということでございますので、特にエポックツールがどうだこうだという議論はされておられません。以上でございます。

○議長（西川健三） 以上で、質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本日本会議終了後、直ちに総務文教委員会を、その終了後、生活環境委員会を、それぞれ第一委員会室において開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

+

本日は、これにて散会いたします。

10時17分 散会

+

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月12日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 大 井 渉

+